平成２０年（フ）第２３４３号
福岡県前原市前原中央２丁目10番30号
破産者　九州トラスト有限会社
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第１８２２号
仙台市青葉区双葉ケ丘１丁目22番５号
破産者　株式会社メディアサービス
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３９３号
埼玉県越谷市七左町６丁目222番１
破産者　有限会社ＧＡＴ
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４６１号
新潟県新潟市北区濁川4187番地１
破産者　株式会社エム・アートコーポレーション
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５４号
岡山県和気郡和気町尺所531番地、住民票上の住所岡山県和気郡和気町尺所554番地１
破産者　三村かおり
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１６号
大分市東大道３丁目７番20号
破産者　ベーシック・ナカ有限会社
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２０年（フ）第１３１号
秋田市牛島西３丁目６番16号
破産者　有限会社若村建設
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９５６号
神奈川県愛甲郡愛川町半原4655番地の８
破産者　フジ機工株式会社
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９８６号
横浜市青葉区鴨志田町533番地―３―202号
破産者　株式会社システムアート
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５９号
長野県須坂市大字亀倉850番地
破産者　有限会社峰信商事
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１１１号
福岡県うきは市浮羽町山北1970番地１
破産者　亡岩佐秋次相続財産
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続廃止の申立て

次の破産事件について、破産者から破産手続廃止の申立てがあった。届出をした破産債権者は、本公告があった日の翌日から２週間以内に、裁判所に対し破産手続廃止の申立てについて意見を述べることができる。

平成２１年（フ）第７４号
岩手県花巻市浅沢71番地２
破産者　小野寺テル
平成22年２月４日　盛岡地方裁判所花巻支部

破産手続終結

平成１９年（フ）第３６６７号
福岡市博多区博多駅南６丁目13番14号
破産者　株式会社プロマテ
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第２８７７号
福岡県大野城市乙金東２丁目４番３号
破産者　有限会社興運
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６６号
福岡市中央区舞鶴１丁目２番12号
破産者　有限会社オーウッド
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第７５１号
熊本市鍛冶屋町８番地
破産者　株式会社ナルミ商会
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１８号
福岡市南区老司２丁目18番70号
破産者　吉村　正文
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成１９年（フ）第３６６８号
和歌山市西小二里２丁目４番60号　第１小杉マンション106号、破産手続開始決定時の住所福岡県春日市一の谷３丁目153番地
破産者　松井　章人
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成１９年（フ）第１５１号
熊本県玉名市石貫3955番地２
破産者　今村　　健
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成１９年（フ）第１５２号
熊本県玉名市石貫3955番地２
破産者　今村眞由美（旧姓松村）
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部